



東京歯科保険医新聞

国民とわれわれ歯科
医師が共同して保険
診療を充実させよう



協会講師団 / (左から) 濱崎啓吾理事、本橋昌宏副会長、川本弘理事、阿部菜穂理事

2024年度新点数説明会の締めくくりとなる今回は、「保険請求時の留意点」をテーマに、6月から新たな診療報酬の施行に備え、外安全、外感染、口管強などの施設基準の届出について、さらにCAD/CAM冠・インレーの適用拡大などを、実際の症例を基に解説した。冒頭で坪田有史会長は、今次改定の間

題点などについて触れ、参加者に新たな診療報酬改定の理解を呼びかけた。講師は川本弘理事、阿部菜穂理事が務めたほか、施設基準に関する疑問点など、参加者から寄せられた質問に本橋昌宏副会長、濱崎啓吾理事が丁寧に回答した。

これで、今次改定における新点数説明会は全日程が

協会は5月20日、第3回新点数説明会をなかのZERO大ホールで開催し、会員、スタッフら計890人が参加した。熱心にメモを取りながら資料に目を通す参加者の姿が目立った。

第3回新点数説明会開催 6月施行に備え診療報酬を解説 全3回の説明会に計2,857人参加

- News View
- 2 オン資「義務化」撤回訴訟 11月までの結審求める
 - 3 ベースアップ評価料は「歯科医院の懐を見る加算」メディア懇参加者から鋭い指摘
 - 4 経営・税務相談Q&A No.417 定額減税②～よくある質問～
 - 6 退き際の思考 歯科医師をやめる 石田昌也さん-後編- “人生の半分は闘病”も悔いなし
 - 8 教えて！会長!! No.83 施設基準とベースアップ評価料
 - 9 症例研究 新設されたエナメル質初期う蝕管理料と外安全1・外感染1
 - 11 2024年6月 歯科用貴金属の随時改定情報



好評配信中!



▲デンタルブック

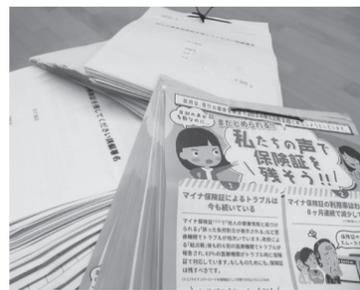
新点数説明会 オンデマンド配信のお知らせ

本会会員の先生は、第1～3回新点数説明会の模様をデンタルブック内で視聴できます。第1～3回ともに配信中ですので、右上QRからデンタルブックにご登録の上、ご覧ください。



「健康保険証は存続させるべき」

坪田会長らが国会議員に緊急要請



5月22日、坪田有史会長と早坂美都副会長が、現行の健康保険証の存続を求め、国会議員に緊急要請を行った。今年4月のマイナ保険証の利用率は6・56%と、依然として低い水準にもか

かわらず、政府は健康保険証の新規発行を12月2日に終了する方針を崩していない。さらに、利用率を上げた医療機関に対する支援金まで新設するなど、利用率向上へなりふり構わない対応をしている。

協会に寄せられた「現行の健康保険証の存続を求め、現行の健康保険証を今まで通り送付してくれば済むことだ」という声も、存続を求める声が多数寄せられている。当日は署名を国会議員に提出し現行の健康保険証の存続を強く求めた(詳細12面)。

東京歯科保険医協会 2024年度第52回定期総会のご案内

当協会の第52回定期総会を下記の通り開催いたします。ご多用中のことは存じますが、ぜひご出席くださいますようお願い申し上げます。また、5月上旬に送付いたしました往復葉書「第52回定期総会・記念講演 出欠票」をご返送ください。

【総会議事】

I 総会

- ◆開催日時 6月16日(日)午後2時30分～7時45分
- ◆開催場所 主婦会館プラザエフ(住所:東京都千代田区六番町15) ※交通: JR中央線四ツ谷駅麹町口より徒歩1分。東京メトロ丸ノ内線・南北線四ツ谷駅より徒歩2分
- ◆総会議事 午後2時30分～4時15分 (7Fカトレア)
- ◆議案
 - 第1号議案 2023年度活動報告の承認を求める件
 - 第2号議案 2023年度決算報告の承認を求める件 (付・会計監査報告)
 - 第3号議案 2024年度活動計画案承認の件
 - 第4号議案 2024年度予算案承認の件
 - 第5号議案 選挙管理委員承認の件
 - 第6号議案 決議採択の件

II 記念講演

- ◆時間 午後4時30分～6時00分 (7Fカトレア)
- ◆テーマ 「2024年度改定を考察し、今後の歯科医療を展望する」
- 講師: 坪田有史氏 (東京歯科保険医協会 会長)

III 懇親会

- ◆時間 午後6時15分～7時45分 (B2Fクラルテ)
- ※6年ぶりの懇親会開催です。会員であればどなたでもご参加いただけます。ゲストも多数お越しになりますので定期総会と記念講演の終了後には、ぜひお越しください。

程が淵源ともいえず、(三)

感事象に共通する点は、現場の悲鳴に対し管理者が手本を示さず、強硬な姿勢を維持することではないか▼50年前、小野田寛郎少尉がルバング島から帰還した。情報将校ゆえの秀でた記憶力、洞察力が印象的だった。しかし戦後日本の価値観との齟齬に辟易し、無用な争いを避けるべく翌年からブラジルで牧場経営に専念。その数年後、浪人生による「金厲ハット面親殺害事件」に心を痛め、日本へ戻り、青少年が本来備えるべき逞しき、野性的な心を育み、自ら気づき考える、を理念に小野田自然塾を興す▼著書「君たち、どうする?」によれば指導は簡潔だ。危険行為の禁止と「自分がされて嫌なことは他人にしない」が基本。翻ってこれを破れば「君は自分が嫌じゃないから他人にしたらだね?」と子どもをつねって、人の痛みをわからせるなど手厳しい▼昨今のカスハラも自他の痛みへの想像力不足、隣役不在の成長過程が淵源ともいえず、(三)

発行所

東京歯科保険医協会
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-29-8
いちご高田馬場ビル6階
電話 03(3205)2999
振替口座 00180-0-118231
購読料 年6,000円
(会員の購読料は含まれていません)

オン資「義務化」撤回訴訟 第6回口頭弁論

11月末までの結審求める 坪田有史氏「強制的に進められる現状に憤り」



挨拶した坪田有史原告団副団長

オンライン資格確認(以下、オン資)を療養担当規則で原則義務化するのとは違憲だとして、東京保険医協会の須田昭夫会長をはじめ、全国の医師・歯科医師ら1千45人が、義務の無効確認などを国に求めた訴訟の第6回口頭弁論が5月22日、東京地方裁判所(岡田幸人裁判長)で開かれた。

原告団の副団長で、当協会会長の坪田有史氏ほか、副会長の早坂美都氏、理事の橋本健一氏を含む原告団が参加し、約30人が傍聴した。前回に引き続き、大法廷(103号)で開かれ、国側の準備書面が提出された。国側は準備書面の中で、オンライン資格確認に関するトラブルについて、「トラブルが生じていたとしても、省令において、オンライン資格確認の体制を構築する義務を規定することが否定されるものではな

い」としたほか、義務化によって廃院する医療機関が増えているという原告の主張も否定した。弁護団長の喜田村洋一弁護士は、岡田裁判長に対し、「一審の結審を12月2日に迫る健康保険証廃止前の11月末までにするよう求めた。昨年2月22日の第一次提訴から、すでに一年以上が経過し、本訴訟の見通しが示された形だ。」

また、国側の準備書面には、「レセプトの電子請求がすでに原則義務化されている」ために、オン資を義務化しても医療機関の負担にはならない」という主旨の記述があり、訴訟ワーカーグループ原告団事務局長の佐藤一樹氏(東京保険医協会理事)は、レセコン電子請求原則義務化の経緯について、情報提供を呼びかけた。

最後に、弁護団の一関辰郎弁護士は、「国の準備書面には指摘すべき点が多く、



勝訴に向けて動く一力強く語った弁護団の弁護士4名(左から)牧田潤一朗氏、喜田村洋一氏、二関辰郎氏、小野高広氏

6月1日施行 2024年度診療報酬改定情報 新たな疑義解釈が示される!

診療報酬改定に係る新たな疑義解釈が発出された。今回も協会に寄せられる質問で特に多い届出様式の記載方法、ベースアップ評価料などを中心に主な疑義解釈(一部改変)を紹介する。なお、「**歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)**」の届出の期限が6月21日(金)まで延長された。

ベースアップ評価料

ベースアップ評価料による収入の全額を対象職員のベースアップに用いることが明確に示され、加えて、2024年度+2.5%、2025年度+2.0%の政府目標を目指すことが望ましいとされた。

- (問) ベースアップ評価料と政府目標(2024年度+2.5%、2025年度+2.0%のベースアップ)の関係如何。(答) 当該評価料の算定にあたっては、施設基準において、その収入の全額を対象職員のベースアップ等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に用いることが要件とされている。その上で、さらに当該評価料以外の収入や、賃上げ促進税制などの活用により、政府目標の達成を目指すことが望ましい。

ベースアップ評価料による収入を対象職員ごとに賃金改善額に差をつけて良いことが示された。

- (問) ベースアップ評価料による収入を対象職員の賃上げに用いる場合、例えば現行の賃金水準が低い職員・職種に重点的に配分するなど、対象職員ごとに賃金改善額に差をつけてよいか。(答) 差し支えない。

歯科外来診療医療安全対策加算(外安全)

すでに、歯科外来診療環境体制加算1または2(外来環)の施設基準を届け出ている医療機関は、研修の受講歴等ではなく、「受講者名」の欄に常勤歯科医師名を記載と、「講習名(テーマ)」の欄に外来環の受理番号を記載すれば良いことが示された。※受理番号の確認方法は、関東信越厚生局が公開している「届出受理医療機関名簿」から確認できる。

- (問) 歯科外来診療医療安全対策加算1の施設基準に係る届出書添付書類(様式4)の「4 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等」及び歯科外来診療医療安全対策加算2の施設基準に係る届出書添付書類(様式4の1の2)の「3 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等」について、令和6年度診療報酬改定前の歯科点数表の「A000」初診料の注9に規定する歯科外来診療環境体制加算1又は2の施設基準に係る届出を行っている歯科医療機関において、研修の受講歴等を記載する代わりに、歯科外来診療環境体制加算の届出をすでに行っている旨を記載してもよいか。(答) 差し支えない。ただし、その際には、様式4又は様式4の1の2にある「常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等」の「受講者名」の欄に常勤歯科医師名を記載し、「講習名(テーマ)」の欄に歯科外来診療環境体制加算の届出時の受理番号を記載すること。

届出様式(様式4)の「公益財団法人日本医療評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業への登録状況」において、仮登録完了時に同機構から送付される「仮登録のお知らせ」の受信日を届出様式の登録完了年月日に記載すれば良いことが示された。

- (問) 歯科外来診療医療安全対策加算1の施設基準に係る届出書添付書類(様式4)の「8 医療安全対策に係る体制」の「① 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業への登録状況」について、登録完了年月日を記載することとなっているが、当該施設基準の新設に伴い、登録しようとする歯科医療機関数が多く、「参加登録申請書」を郵送後、本登録までに時間を要する場合、本登録完了まで当該施設基準の届出を行うことができないか。(答) 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業への参加登録の申請が行われ、「参加登録申請書」の郵送を行った場合は、仮登録完了時に機構から送付される「仮登録のお知らせ」の電子メールの受信日を「登録完了年月日」欄に記載し、日付の前に(仮登録)と記載することで差し支えない。その場合は、当該機構から送付される「仮登録のお知らせ」の電子メール(又はその写し)を本登録が完了するまで保存すること。また、本登録が完了すると本登録が完了した旨の電子メールが当該機構から送信されるが、仮登録から一定期間が経過しても本登録が完了した旨の電子メールが届かない場合は、当該機構に問い合わせを行うこと。なお、本登録が完了した歯科医療機関(参加登録歯科診療所)は、当該機構のWebページでも確認が可能である。(本登録完了から約1か月程度で掲載)

フッ化物歯面塗布処置(F局)

根面う蝕管理料またはエナメル質初期う蝕管理料を算定した患者に対するF局は、同一、初診期間中に当該管理料が算定されていれば、算定できることが示された。

- (問) 「I031」フッ化物歯面塗布処置の注2及び注3について、当該処置を「B000-12」根面う蝕管理料を算定した患者又は「B000-13」エナメル質初期う蝕管理料を算定した患者に対して算定可能となったが、これらの患者は同月内に当該管理料を算定している必要があるか。(答) 同月内に当該管理料を算定していない場合であっても、同一初診期間中に当該管理料を算定しており、初期の根面う蝕又はエナメル質初期う蝕の管理を行っている場合は算定して差し支えない。

光学印象(光imp)

届出用紙(様式50の2)において、光impのみの届出を行う場合、「3 当該療養に係る歯科技工士の氏名等」および「4 当該療養に係る医療機関の体制状況等」の「使用する歯科用CAD/CAM装置」に係る記載を省略できることが示された。

- (問) 「M003-4」光学印象の施設基準に係る届出書添付書類(様式50の2)について、光学印象の施設基準に係る届出のみを行う場合、「3 当該療養に係る歯科技工士の氏名等」及び「4 当該療養に係る医療機関の体制状況等」の「使用する歯科用CAD/CAM装置」に係る記載は必要か。(答) いずれも不要。

「オンライン資格確認 義務不存在確認 等請求訴訟」 提訴からの進捗と展望

第2回

原告勝訴：「医薬品ネット販売の権利確認等請求事件」との類似性

東京保険医協会 訴訟ワーキンググループ原告団事務局長
いつき会ハートクリニック 佐藤 一樹



オンライン資格確認を療養担当規則で原則義務化するの違憲だー。全国の医師・歯科医師ら1,415人が、義務の無効確認などを国に求めた訴訟が現在も続く。複数号にわたり、訴訟ワーキンググループの原告団事務局長で、東京保険医協会理事の佐藤一樹氏(いつき会ハートクリニック)に、訴訟の現状と今後の行方を展望していただく。



5月22日、第6回口頭弁論後の会見。一審判決の見通しが示された(詳細=2面)

図1 日本の法体系(法ピラミッド)

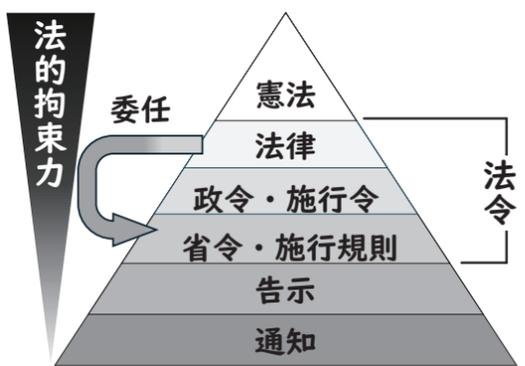
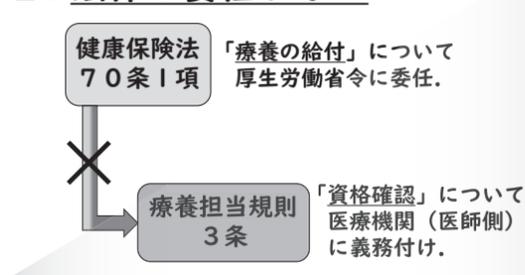


図2 法律の委任がない



別している(図3)。

健康保険法第七十条一項は、「療養の給付」に限り厚生労働省令に委任する条文である。同項に、「資格確認」について委任している文言はない(図2)。そもそも、被保険者が資格確認のために提出する資料について規定しているのは、健康保険法第六十三条三項に基づく健康保険法施行規則第五十三条である。法律は、療養の給付と資格確認を峻別している(図3)。

健康保険法第七十条一項は、「療養の給付」に限り厚生労働省令に委任する条文である。同項に、「資格確認」について委任している文言はない(図2)。そもそも、被保険者が資格確認のために提出する資料について規定しているのは、健康保険法第六十三条三項に基づく健康保険法施行規則第五十三条である。法律は、療養の給付と資格確認を峻別している(図3)。

健康保険法第七十条一項は、「療養の給付」に限り厚生労働省令に委任する条文である。同項に、「資格確認」について委任している文言はない(図2)。そもそも、被保険者が資格確認のために提出する資料について規定しているのは、健康保険法第六十三条三項に基づく健康保険法施行規則第五十三条である。法律は、療養の給付と資格確認を峻別している(図3)。

profile

1991年3月、国立山梨医科大学医学部卒業。同年4月、東京女子医科大学日本心臓血管研究所循環器小児科入局。1999年4月同科助手。2009年12月、いつき会ハートクリニック理事長・院長。専門は心臓血管外科、小児心臓外科。学位：医学博士。著書に「医学書院医学大辞典」(第2版) 医学書院(2009年)他、多数。

本連載や訴訟のちのちのQRから関連資料のQRからご覧いただけます



このため、提訴時の訴状²の「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の理由は、以下の(1)(2)となっている。

(1) 健康保険法上、給付の「内容」は療養担当規則に委任しているが、資格確認の「方法」については、条文に委任していると言われていない
(2) 仮に健康保険法上、委任がされているとしてもオンライン資格確認を義務化することは、委任の範囲を逸脱している

5 日本の裁判における「判例」の拘束性
裁判において裁判所が示した具体的事件における法的判断を「判例」と呼ぶ。「先例」としての重み付けがなされ、それ以後の判決に拘束力を持ち、影響を及ぼす(先例拘束の原則)。判例が重みを持つ理由は、同類・同系統の訴訟・事件に対して、裁判官によって判決が異なることは不公平になることを防ぐためだ。日本では、特に最高裁判所が示した判例が「判例」であり、下級審の判断は実務上「裁判例」と呼ばれ区別される。

このため、提訴時の訴状²の「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の理由は、以下の(1)(2)となっている。

このため、提訴時の訴状²の「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の理由は、以下の(1)(2)となっている。

図3 法律は「給付」と「資格」を峻別

療養の給付	資格確認
健康保険法63条1項各号の5つ。	健康保険法63条3項に基づく健康保険法施行規則53条が規定。
医師側による診察等の医療サービスを示す。	被保険者側(医師側でない)が資格確認のために提出する資料について規定するもの。

この判例では、「第一及び二類医薬品の情報提供は有資格者の対面により行わなければならない旨の厚生労働省令、一般医薬品の郵送等による販売を行うことを禁止する旨の厚生労働省令は、いずれも各医薬品に係る郵便等販売を一律に禁止することとなる限度において、新薬事法(平成18年改正後)の趣旨に適合するものではなく、新薬事法の委任の範囲を逸脱した違法なものとして無効である」と原告の訴えが確認された。

6 判例「医薬品ネット販売の権利確認等請求事件」と類似
私たちの確認訴訟と同類・同系統の訴訟の「判例」に、原告が勝訴した「医薬品ネット販売の権利確認等請求事件」判決(平成25年1月11日 最高裁第一小法廷)がある。これは、2021年度の行政書士国家試験に出題されるほど重要な行政訴訟の判例で、ありとあらゆる行政法の基本書や専門書・文献で解説されている。

- 1 法律で定めなければならない事項を命令によって定めることができる旨を法律自身が定めること
- 2 民事訴訟において、訴えの提起に際し、当事者・法廷代理人・請求の趣旨・請求の理由を記載し、第一審裁判所に提出する書面
- 3 民事訴訟において、当事者が口頭弁論において陳述しようとする事項を記載して、あらかじめ裁判所に提出する書面
- 4 裁判所が示した判断の蓄積によって形成された考え方
- 5 訴訟事件の審理において、裁判官が得た事実の存否に関する認識や確信

information

本訴訟の次回第7回口頭弁論が、7月9日(火)午前11時30分から東京地方裁判所で行われます。法廷内での傍聴や、その後に行われる記者会見兼説明会への参加も可能です。ぜひご参加ください。



(写真左から)早坂美都副会長、加藤開副会長

ベースアップ評価料は「歯科医院の懐を見る加算」 メディア懇参加者から鋭い指摘



訪問診療の現状を訴える森元主税理事

協会は5月10日、第1回メディア懇談会(通算101回)を開催し、メディア5社6名が参加した。今回は加藤開副会長、森元主税理事が解説、早坂美都副会長が司会を務め、2024年度診療報酬改定やマイナ保険

マイナ保険証の議題では、マイナ保険証利用率に及び、医療機関に支援金が給付されることについて話題が及んだ。参加者から歯科医院の反応について聞かれると、加藤副会長は「大半の先生は否定的だ」と思う。普及を目的とした支援金ではなく、医療費の総枠拡大の方向に予算を回してほしい」と訴え、協会が取り組む保険証継続のための署名に「今まで興味を持たなかった人たちが署名してくれている。これが国民の総意ではないか」と話した。

訪問の回数制限緩和などによる柔軟性を求めた。また、森元理事は地域医療部長談話「患者を最期まで診るために求められること」について解説。高齢社会が進行し、終末期の在宅医療の重要性が増しており、診療報酬の在り方に、訪問の回数制限緩和などによる柔軟性を求めた。

診療報酬改定の議題で加藤副会長は、今次改定で新設されたベースアップ評価料について、手続きや届出の複雑さを説明。次回以降の改定で、同評価料が廃止された場合に、「給与を維持できない」など、歯科医院が直面する問題点を挙げた。届出を行う場合、従業員の給与の額面なども記載が必要にもかかわらず、参加者は「歯科医院の懐を見るような加算だ」と指摘。歯科医院のさまざまな情報と紐づけされる可能性をほらんでいるとし、情報の二次利用の危険性にも言及した。

経営・税務相談Q & A
No.417

定額減税② ~よくある質問~

定額減税(特別控除)が、2024年6月から実施されます。前号に引き続き、定額減税(特別控除)の基本的な内容をご案内しますので参考にしてください。国税庁・総務省の定額減税のホームページにもQ & Aが掲載されていますので、右下のQRよりご確認ください。

Q1 2024年6月2日以後に就職した人の月次減税は、当院で行うのか?

A1 当該の方は、6月1日に在職していませんので当院で月次減税は行いません。そのため、年末調整で定額減税額の控除(年調減税)を受けることになります。

Q2 2024年7月以降にスタッフに子どもが誕生し、扶養親族の数が変わる場合は、月次減税額も変わるのか?

A2 例えば7月に子どもが誕生し扶養親族の人数が増え、2024年6月と7月とでは扶養親族の人数が異なることになっても、月次減税額の増額は行いません。なお、こうした人数の異動により生ずる定額減税額の差額は、

年末調整または確定申告により精算をします。そのため、月次減税で事業主が対応を変える必要はありません。

Q3 スタッフが退職した場合に作成する源泉徴収票には、定額減税額などをどのように記載するのか?

A3 2024年6月1日以後に給与所得者が退職した場合には、源泉徴収の段階で定額減税の適用を受けたうえ、再就職先での年末調整または確定申告で最終的な定額減税との精算を行うこととなります。そのため、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄には、定額減税額などを記載する必要はありません。なお、「源泉徴収税額」欄には、控除前

税額から月次減税額を控除した後の実際に源泉徴収した税額を合計額に記載してください。

先生ご自身で、住民税額を給与ソフトやExcelファイルなどに手入力している医療機関は、何月にいくらの税額かなど、入力を間違えないよう注意してください。

Q4 スタッフの住民税分はどのように対応すればいいのか?

A4 住民税は、1人につき1万円の定額減税となります。扶養親族がいる場合は、その人数も合わせて定額減税となります。5~6月に、医療機関に送られてくる税額決定通知書・納税通知書には、定額減税を考慮した税額が記載されています。そのため、記載された金額を給与金額から控除することで減税を行うことができます。なお、2024年6月分の住民税は特別徴収せずに、7月分以降、(2024年度分の個人住民税・所得割額一減税額)で算出した額を11等分した金額を7月分~2025年5月分まで毎月特別徴収することとなります。

Q5 個人事業主として医院を営んでいる。自分の定額減税はどのように行うのか?

A5 原則として、2024年分の所得税の確定申告(2025年1月以降)の際に所得税の額から定額減税の額を控除します。

予定納税の対象となっている方については、確定申告での控除を待たずに、2024年6月以後に通知される、2024年分の所得税に係る第1期分予定納税額から本人分に係る定額減税の額が控除されます。配偶者や扶養親族に係る減税分は、7月末までに第1期分および第2期分の予定納税額の減額申請を行うことで予定納税額に反映されます。

また、住民税の減税は定額減税前の税額をもとに算出した第1期分(2024年6月分)の税額から控除し、第1期分で控除しきれない分は、第2期分(同8月分)以降の税額から控除します。

トラブル対策は早めの対応がポイント

無料相談

法律相談、経営&税務相談

協会の顧問弁護士と顧問税理士が回答いたします。
(相続、賃借契約のトラブル、記帳や仕分け方法など何でもご相談ください)

日時: 6月20日(木) 午後2時~5時
定員: 6名(各3名。相談時間は1人1時間以内)
場所: 東京歯科保険医協会 会議室
要予約: 03-3205-2999(担当: 経営管理部)
※予約は、受付順とさせていただきます。

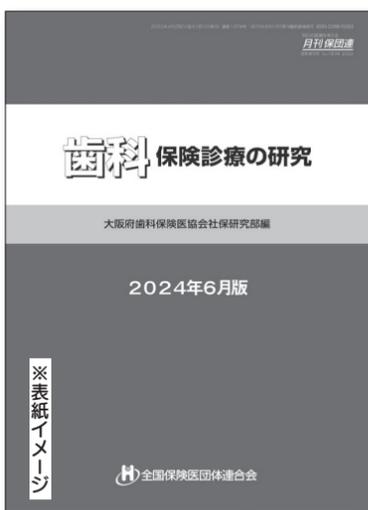


◀国税庁 所得税定額減税 特設サイト

総務省 住民税定額減 ▶



2024年6月版
「歯科保険診療の研究」



今回の診療報酬改定は、6月施行です。「歯科保険診療の研究」(2024年6月版)は、6月末頃に会員の先生方に無料で1冊お送りします。お手元に届くまで、しばらくお待ちください。それまでは現在お手元にある「2024年改定の要点と解説」(紫色の表紙)をご利用ください。

発送は6月末頃

第39回保団連医療研究フォーラム
分科会・ポスターセッション演題募集

第39回医療研究フォーラムが、愛媛県保険医協会を主催協会として、9月22日(日)~23日(月・振替休日)に、松山市のANAクラウンプラザホテル松山で開催されます。

メインテーマは、『白衣にヒューマニズムを 時代に聴診器を』~せっかくやけん 道後温泉におはいりなもし~です。

つきましては、分科会・ポスターセッションの演題を別紙の通り募集いたします。例年通り、6つのテーマの分科会とポスターセッション各15演題、合わせて105演題を募集します。

演題発表にご協力いただける先生を募集しています。ご希望の先生は協会までお問い合わせください。必要な条件を満たせば、協会規定に沿って、参加費等を協会負担とさせていただきます。募集要項は右下のQRからご確認ください。

日時 9月22日(日・祝)午後3時~23日(月・振替休日)正午
会場 ANAクラウンプラザホテル松山 愛媛県松山市1-3-2-1
メインテーマ 「白衣にヒューマニズムを 時代に聴診器を」
~せっかくやけん 道後温泉におはいりなもし~

開催趣旨 開かれた医療研・市民参加、会員医師・歯科医師とコ・メディカル等の演題発表
主催協会 愛媛県保険医協会
主催 全国保険医団体連合会
参加費 演題発表者には規定により費用の補助があります。
規模 300人(予定)(Web参加含む)
募集締切 6月10日(土)(2次締切)

募集要項



まだメール登録がお済みでない先生。はっきり言って“損”してます。

電子書籍 デンタルブック

★ 会員の7割以上が既に登録
この案内を見た方はすぐにご登録ください。

★ 会員は無料

東京歯科保険医協会の会員は、完全無料でご利用いただけます。

★ メールで届く有益な情報

診療報酬改定の情報をはじめ、診療報酬請求・経営や税務・労務・患者トラブルのQ&Aなど、歯科保険医にとって必要な情報をお届けします。施設基準に必須の講習会や、学術研究会、各種動画のご案内も随時掲載。

★ 豊富で分かりやすい症例・請求解説

レセコンでは得られない現場感覚重視の症例をベースに、診療報酬請求を解説。



◀登録はこちらから

歯科医師のための

医師賠償責任保険

(G受保会社)
三井住友海上・東京海上日動

万が一の医療上のトラブルに備えて

歯科診療所におすすめ

事業活動総合保険
ビジネスキーパー

(G受保会社)
三井住友海上

大切な医療機械等を
破損リスクから守る

歯科医師のための

第2休業保障
所得補償保険

(G受保会社)
三井住友海上

万が一の休業休診に
備えて収入を補償します

株式会社 アサカワ
保険事務所

〒141-0031 品川区西五反田 1-28-3

TEL 03(3490)1751

FAX 03(3490)1780

E-mail: info@asakawahoken.co.jp
http://www.dairitenhp.com/asakawahoken/

研究会・行事ご案内

*1 東京歯科保険医協会:新宿区高田馬場1-29-8 いちご高田馬場ビル6階
交通 JR山手線・西武新宿線「高田馬場駅」(戸山口)より徒歩3分
東京メトロ東西線「高田馬場駅」(3番出口)より徒歩5分
*2 ワイム貸会議室高田馬場:新宿区高田馬場1-29-9 TDビル (交通は上記*1と同じ)
*3 Web開催・配信はZoomウェビナーを使用します。

2024年度会員地区懇談会 「複雑すぎる保険改定を学んで、 ひとつでも多くの保険算定を目指そう！」(仮)

2024年度改定に伴い、協会には口管強や外安全・外感染の施設基準やベースアップ評価料に関する質問が多く寄せられています。この難解な改定を協会講師陣と懇談し、理解を深めませんか？お近くの先生はぜひご参加ください。事前アンケートにて参加される先生方のご質問やお悩みを伺い、その解決策を懇談できればと考えています。改定内容の疑問点やご意見をお寄せください。

◆講師
協会講師団 (多摩地区:坪田 有史 会長、城南地区:松島 良次 理事、
城東地区:本橋 昌宏 副会長)

◆多摩地区懇談会
日時 7月24日(水) 午後7時~8時30分予定
会場 女性総合センター・第3学習室
住所 立川市曙町2-36-2

◆城南地区懇談会
日時 8月1日(木) 午後7時~8時30分予定
会場 きゅりあん・大会議室
住所 品川区東大井5-18-1

◆城東地区懇談会
日時 8月7日(水) 午後7時~8時30分予定
会場 シアター1010・視聴覚室
住所 足立区千住3丁目92 千住ミルディスI番館

参加費 無料(当日は会員証を受付にご提示ください)
定員 (多摩)最大40名、(城東・城南)最大各50名
予約 右のQRからお申し込みください。
担当 組織部



予約フォーム

第2回施設基準のための講習会 ~歯初診・外安全1・歯援診・口管強~

この講習会は、「歯初診」「外安全1」「歯援診」「口管強」の施設基準に対応した研修要件を1日で修了できます。また、医療法で定められている年2回の医療安全講習会にも対応しています。

【注意】当講習会は、施設基準を新規に届け出る医療機関向けの講習会です。

日時 7月28日(日)
①歯初診、外安全1、歯援診、口管強コース:午後1時~6時30分
②歯初診、外安全1コース:午後4時~6時30分

講師 繁田 雅弘氏 (東京慈恵会医科大学精神医学講座 名誉教授)
坂下 英明氏 (明海大学 名誉教授/朝日大学 客員教授/
我孫子聖仁会病院 口腔外科センター長)

馬場 安彦氏 (東京歯科保険医協会 副会長)
森元 主税氏 (東京歯科保険医協会 理事)

会場 ワイム貸会議室 高田馬場 4F (*2)

定員 100名

対象 会員

参加費 ①のコース(4種類):8,000円(修了証代込)

②のコース(2種類):5,000円(修了証代込)

予約 右のQRからお申し込みください。

担当 社保・学術部



予約フォーム

「保険でよい歯を」東京連絡会 2024講演会 後援:東京都 「予防先進国スウェーデンに学ぶ! 健口寿命を延ばす3つのポイント」

予防歯科といえば、スウェーデンが真っ先に取り上げられるのはなぜなのでしょう?なぜアメリカではない?なぜ日本ではない?そういうスウェーデンも、20世紀中頃は世界でもっともむし歯の多い国の一つでした。その歴史を辿り、現在の取り組みを紐解くことで、日本の健口寿命を延ばすヒントになると期待して、歯を失う病気を征服するポイントを交えて、スウェーデンの予防歯科の具体的な内容および、その柱となっている科学的エビデンスのお話をいたします。



日時 7月27日(土) 午後1時~3時30分
講師 西 真紀子氏
(NPO法人「科学的なむし歯・歯周病予防を推進する会」理事長)

会場 東京歯科保険医協会会議室(Web併用)(*1・3)

定員 会場70名(Web500名)

参加費 会場・Webとも無料

予約 右QRからお申し込みください。

担当 「保険でよい歯を」東京連絡会担当



予約フォーム

第3回 院内感染防止対策講習会

歯科点数表の初診料の注1に規定する施設基準(歯初診)および、歯科外来診療感染対策加算1(外感染1)の施設基準に対応した「院内感染防止対策講習会」を開催します。

参加希望の方はデンタルブックのトップ画面=マイページからご予約ください。参加費の決済方法は、申込み受付後にメールでご案内いたします。

日時 6月19日(水) 午後1時~2時
講師 濱崎 啓吾氏 (院内感染防止対策委員会 委員長)

会場 Web開催 (*3)

定員 500名

対象 会員

参加費 1,000円

修了証 講演後の確認テストで合格した方にメールで発行します

予約 右のQRからお申し込みください。

お申し込みには、デンタルブックへのご登録(会員無料)が必要です。

担当 経営管理部



デンタルブック
登録・ログインページ

夏休みはリソルの森へ! 星空グランピング優待プラン ご家族で満喫しませんか!!

リソルの森は、千葉県の房総台地に展開する森のスパリゾート。100万坪にも及ぶ広大な敷地には、グランピングや天然温泉をはじめ、森のアクティビティ、ゴルフ、乗馬、リゾートプールなどをご用意しています。この度、会員の先生に優待プランをご用意いたしました。QRから専用ページにアクセスし、ご予約ください。

※先着順のためご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。



JR外房線「菅田駅」より
無料送迎バスもございます!!



専用ページへ

新規開業医講習会

今年度の新規個別指導は4月から行われ、開業後、概ね半年~8カ月以内の医療機関が選定されました。指導対策は通知が届く前の早い段階で準備を進めることが最も大切です。講習会では、年間100件を超える相談を基に、指導で指摘されやすい事項を含め、保険診療の基本的なルールやカルテ記載、請求方法、自費と保険の考え方を丁寧に解説します。もちろん6月施行の診療報酬改定の内容も踏まえた内容となっております。

これから開業を検討しておられる先生や勤務医の先生にも、ぜひご参加いただきたい講習会です。

日時 7月7日(日) 正午~午後5時(予定)

講師 協会講師団

会場 ワイム貸会議室高田馬場4F(*2)

定員 50名

対象 歯科医師

参加費 会員:13,000円

未入会員:30,000円

予約 右のQRからお申し込みください。

担当 組織部



予約フォーム

退き際の思考 歯科医師をやめる

“人生の半分は闘病”も悔いなし

「助けられた」共済制度と歩んだ歯科医師生活

石田 昌也さん (石田歯科医院副院長)
—後編—

歯科医師としての“引退”に着目した本企画。すでに歯科医療の第一線を退いた先生にお話を伺い、引退を決意した理由や、医院承継、閉院の苦労などを深掘りする。

今号は、杉並区上荻にある石田歯科医院の副院長、石田昌也先生の後編。息子への医院承継や、大切にしてきた親子関係について聞いた前編に続き、協会とのつながり、「悔いがない」という人生について、妻の光子さんとともに振り返ってもらった。

—協会に入会したきっかけは。

昌也先生:医師である妻の父から紹介されて保険医協会を知りました。「保障内容や利率の面で共済制度が良い」と助言を受け、特に休業保障を勧められたので、深く考えずに共済制度に加入するために入会して、はや50年近くになります。

—長らく協会に入会し、共済制度を利用してみていかがですか。

昌也先生:病気になったり、けがをするとやっぱり「どうしよう」と不安に思うものじゃないですか。そうした時、保険医協会に「助けられた」「救われた」という気持ちが今でもあります。数年前に足を骨折した時も協会に連絡すると、事務局の方がすぐに飛んで来て、保障内容などいろいろと説明をしてくれてほっとしたことを覚えています。

光子さん:協会にはいろいろな面で助けてもらっていますね。

昌也先生:それから、スタッフの給与計算や年末調整など医院の経営や税務のことは、妻と税理士さんに任せきりだったんですが、その税理士さんを紹介してくれたのも協会です。税理士さんには、保険・自費収入から経費計算まで、毎月きっちりと会計のサポートをしてもらい、とても良かったと思っています。

病とともに歩んだ歯科医師人生

—長い歯科医師人生の中、さまざまな苦難もあったと思います。

光子さん:大変だったことと言えば、夫は働き盛りの40歳頃に網膜剥離を発症し、失明するかもしれないと宣告されました。

昌也先生:私は諦めが早く、その時に「もう続けられないんだな」と思い、歯科医師を辞める覚悟もありました。それでも入院中に「この先をどうしようか」と考え、失明しても患者さんの問診だけならできるんじゃないかと、その後のことに目を向けていましたね。

光子さん:退院後、幸いにも段々と症状が回復しました。入院中の半年間と、退院直後の期間は、知り合いの先生に助けてもらい、その後、運良く治療ができるまでに復帰しました。

—大変な経験の中でも、石田先生の強さを感じるお話ですね。

光子さん:ただ、翌年に腎臓の病気が分かり、今でも闘病を続けています。

昌也先生:私の人生の半分は病気とともにあります。でも人生78年。地方から東京に出てきて、歯科医師として開業して、たくさん病気はしたけどまったく苦ではありません。「嫌な人生だったな」「歯科医師はつまんなかった」という感情はなく、自分の人生に満足しています。今は身体のこともあり、妻がいなくて外にも出られないけれど、何も悔いはありません。それは協会の共済制度の助けがあったからこそで、そんな人生観でここまでくることができました。これから何を楽しみに生きる、ということはないけど、この前は息子夫婦と焼き鳥を食べ



(左から) 石田昌也先生、妻の光子さん

たり、そんなふうに家族と食事をしたり、孫と将棋をしたり、楽しみながら生活をしています。最初はかわいそうだと思って、孫を勝たせるように将棋を打っていたんですが、段々と上達してきて、先日は、テレビを観ながら片手間で駒を打つ孫に負けてしまいました。

光子さん:主人を近くで見ていると、歯科医師として現役時代から仕事もプライベートも全力で、普通の人ではできないくらい人生を謳歌してきたと感じます。「悔いがない」というのは本心なんだと思います。



家族との食事会が何よりの楽しみだという

—最後に引退を考える先生にメッセージをお願いします。

昌也先生:歯科医師は定年退職がないので、ある程度長く続けることができる仕事です。これは技術がある歯科医師の特権です。だけど、体力、視力の問題や、何か不安に思っていることがあれば、人生設計を考え直して、どこでリタイアをするか家族できちんと考える必要があります。あとは、患者さんが退き際を教えてくれる部分もあると思います。年齢を重ねれば、若い患者さんは自然と来なくなったり、世間からの見られ方は変化するんじゃないかな。でも長く診てきた高齢の患者さんは、「あの先生は義歯を作ったり、調整するのがうまい」と信頼して来院するかもしれません。そうした棲み分けは世間がするものかなと思っています。

—本日はありがとうございました。

編集後記

庭先で撮影した桜の木です。協会宛てに届いた1枚の写真の本紙に掲載したご縁で石田先生と初めてお会いした。今回、「私でよければ」と企画にご協力いただき、約1年ぶりに石田先生のもとへ。満開の桜は青々とした新緑に移り変わっていたが、変わらずお話し好きな先生の様子と、仲睦まじいご夫婦のかけ合いに心温まる取材となった。

協会設立初期からの会員である石田先生。病を患いながらも遅く、家族思いの優しき人柄で、こうした先生方とともにある協会半世紀の歩みを感じるひと時であった。

※本インタビューの前編や過去の連載はホームページでご覧になれます。

「加入していて助かった」
石田先生も実感

会員なら加入しないともったいない!!

保険医休業保障 共済保険

ご加入中の医療保険と
比べてください!!



point 1 掛金

1口2,500円~

保険料はズーっと加入時のまま!
40代でも1口3,000円!!
最大8口まで加入できます。

point 2 給付額

入院 1日 8,000円/1口

自宅療養 1日 6,000円/1口

8口加入なら入院1日64,000円! 自宅療養だけでも給付されるから安心!

point 3 給付期間

通算500日!
+長期療養230日

病名、再発等問いません。1休業当たり
の上限もなし! 入院は初日から、自宅療
養は4日目から給付されるため、短期療
養にも、長期療養にも備えられます!

●掛金表(月額)

加入年齢	1口当たり
~29歳	2,500円
30歳~39歳	2,800円
40歳~49歳	3,000円
50歳~54歳	3,300円
55歳~59歳	3,700円

加入申込資格

- 1 加入日現在、加入年齢が60歳未満である
- 2 保険医協会会員である
- 3 保険医である
- 4 1つの主たる医療機関で週4日以上かつ16時間以上業務に従事していること
- 5 告知日現在健康であること
(現症、服薬中の方は原則として加入できません)



こんなに
充実しているのに

掛け捨てではありません!!

●脱退給付金額表(1口につき)

加入期間	給付金額
10年	74,800円
20年	155,700円
30年	243,100円

加入期間	給付金額
40年	337,500円
50年	439,500円

※加入期間に端数月があるときは端数月に対応した額になります。利率年0.775%を前提として計算しておりますが、保険制度の改定や経済・金融環境により、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあります。資産運用の状況その他の事情により特に必要と認めた場合は、脱退給付金額表を改定することがあります。

詳細はパンフレットをご覧ください

万が一の備えには「グループ生命保険」をご活用ください!!

多くの先生が休業保障と合わせてご加入しています

無理のない掛金で大きな保障!
剰余金が生じた場合には、配当金
としてお返しします。

最高保険金額 5,000万円!

月額掛金*360円~

*35歳までの女性で500万円加入の場合

詳細はパンフレットをご覧ください

会員だけの安心を手にいれよう!

資料請求・制度説明・加入案内は、
右記QR又はTELにて事務局(共済
部)までご連絡ください。



TEL

03-3205-2999



施設基準とベースアップ評価料

6月になり2024年度診療報酬改定が施行されましたが…

5月中旬頃から、会員の先生方から非常に多くの問い合わせをいただき、適切に回答できず、電話が繋がりにくい状況となり、ご迷惑をおかけしてしまい、お詫び申し上げます。このような状況ではありませんが、会員の疑問に答えるべく対応していますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

今改正に多くの会員が疑問を持ち、困惑して協会に助けを求めている状況について、今後、行政府がどう対応しようと考えているのか問いたいと考えています。すでに新点数説明会を3回開催し、多くの会員や関係者に参加していただきました。この3回の説明会を収録した動画は、デンタルブックですべて視聴できますので、今改正を理解するために視聴していただくことをお勧めします。

会員からの問い合わせの内容は??

今改正の内容は、一般的に「複雑で理解できない」ことが多いですが、個別項目で質問が多いのは「施設基準の内容と届出」と「ベースアップ評価料」です。

出「は、書籍「2024年度改定の要点と解説」の「今改正で新設された主な施設基準」(173ページ)を参照していただき、本書内の項目ごとの解説を読み、自院が該当する、また、届け出したい施設基準があれば対応を検討してください。6月1日からの算定には「ベースアップ評価料」の届出以外6月3日までが提出期限ですが、期限が過ぎても検討していただき、適宜届出を行い、該当月から順次算定していただければと思います。

一方、自院が既に届出している施設基準に対する問い合わせがあります。関東信越厚生局のホームページに施設基準の届出受理状況の一覧が掲載されていますので、東京都・歯科のPDF内で自院の届出項目、受理番号、算定開始年月日が確認できます。

算定するにあたって、注意すべき点がありますか? 「ベースアップ評価料I」を6月1日から算定する場合、5月20日付の事務連絡で届出期限が6月21日に延長されましたので、時間的な猶予ができました。ここで理解しておくべき8項目を挙げます。

①「ベースアップ評価料」の届出・算定は必須ではなく任意です。各医療機関で判断して、届出・算

定の可否を決めます。②「ベースアップ評価料」の対象職員は、歯科衛生士、医療機関で雇用している歯科技士、歯科業務補助者(歯科助手)のみで、歯科医師は該当しません。なお、受付専任の事務職員、40歳未満の勤務歯科医師、歯科技士所に勤務している歯科技士(非雇用の賃上げ措置は、「ベースアップ評価料」とは別に初・再診料プラス0.28%のアップ分に対応していると厚生省は説明しています。

③「ベースアップ評価料」で得られた診療報酬は、すべてベースアップ(賃上げ)の原資に限定して使います。なお、定期算給の原資に充てることはできません。

④各医療機関において、厚生省が示した2023年度比較で、24年度にプラス2.5%、25年度にプラス2.0%(2年間で4.5%)のベースアップを目標としています。しかし、これはあくまでも「厚生省の目標値」であり、賃上げ率、またベースアップを行うか否かも、各医療機関の判断に委ねられています。なお「ベースアップ評価料」で得ることができるとは1.2%になるように構築されています。したがって、「厚生省の目標値」に足りない分は、診療報酬のベースアップ評

価料以外の部分や賃上げ促進税制を活用するよう示されています。⑤「ベースアップ評価料」の届出は、届出様式以外に資金改善計画書の提出が必要です。また、毎年8月(※今改正前までは7月)に行う定例報告で資金改善実績報告書による報告が必要です。

⑥詳細な明細書には「ベースアップ評価料」と記載されますので、患者からの問合せに医療機関として対応しなければならぬことが想定されます。

⑦賃上げを行うにあたっては、給与(賃金)規定の促進税制を活用するよう示されています。⑧「ベースアップ評価料」は、賃上げのための特例的な対応です。先のことなので不確定ですが、次の改定で評価されず廃止される可能性が高いとも言われています。2年後に医療機関側にとって「ベースアップ評価料」の財源がなくなることを想定しておく必要があります。

協会では、「ベースアップ評価料」の届出方法についての解説動画を作成しました。届出の記載方法などについてお悩みの先生は、

まず動画を視聴してください。動画はデンタルブックのマイページから視聴できます。視聴した上で不明な点がありましたら協会にお問合せください。全国の医科、歯科ともに今改正で混乱が生じていることが報告されています。物価や光熱費の上昇などの現状から、スタッフのため何らかの対応をする必要があることは致し方ないです。しかし、この国の現状を招いた責任を全く取らず、オンライン資格確認、オンライン請求、マイナ保険証などを拙速に押し付けてくることに憤りを感じています。先生方はどうお思いでしょうか。

東京歯科保険医協会 会長 坪田 有史

まず動画を視聴してください。動画はデンタルブックのマイページから視聴できます。視聴した上で不明な点がありましたら協会にお問合せください。全国の医科、歯科ともに今改正で混乱が生じていることが報告されています。物価や光熱費の上昇などの現状から、スタッフのため何らかの対応をする必要があることは致し方ないです。しかし、この国の現状を招いた責任を全く取らず、オンライン資格確認、オンライン請求、マイナ保険証などを拙速に押し付けてくることに憤りを感じています。先生方はどうお思いでしょうか。

協会では、「ベースアップ評価料」の届出方法についての解説動画を作成しました。届出の記載方法などについてお悩みの先生は、

まず動画を視聴してください。動画はデンタルブックのマイページから視聴できます。視聴した上で不明な点がありましたら協会にお問合せください。全国の医科、歯科ともに今改正で混乱が生じていることが報告されています。物価や光熱費の上昇などの現状から、スタッフのため何らかの対応をする必要があることは致し方ないです。しかし、この国の現状を招いた責任を全く取らず、オンライン資格確認、オンライン請求、マイナ保険証などを拙速に押し付けてくることに憤りを感じています。先生方はどうお思いでしょうか。

【ベースアップ評価料】届け出 解説動画
デンタルブックで公開中

ベースアップ評価料の届け出様式などについて解説した動画をデンタルブック内で公開しています。デンタルブックに登録の上、ぜひご覧ください。なお、厚生労働省のホームページでも解説しているので、あわせてご参照ください。

2024年度診療報酬改定 「ベースアップ評価料」とは

東京歯科保険医協会 副会長 加藤 剛

厚生労働省ホームページ

6月からの労災診療費 初・再診料が引き上げ

労災診療費における初診料および再診料が6月より引き上げられました。労災の患者を診療する際に注意してください。

変更前	変更後
初診料	
3,820円	→ 3,850円
再診料	
1,400円	→ 1,420円

「情報セキュリティ10大脅威2024」 解説 ①

情報セキュリティのオールインワンページ

永田 康祐
クレセル株式会社

ながた・こうすけ
歯科専門にサイト製作、運用、コンサルティングを行い歯科関連サイトの運用は常時120件を数える。

今回から、独立行政法人「情報処理推進機構」(以下、IPA)が発表している「情報セキュリティ10大脅威2024」について、3回にわたり解説していきます。

「情報セキュリティ10大脅威」は2014年から毎年発表されており、情報セキュリティの問題点と対策がわかりやすくまとめられています。IPAのホームページにも公開されているので、医療機関従事者の方々に、ぜひご覧いただきたいです。

◆IPAについて
IPAは、04年に設立された経済産業省所管の独立行政法人です。この独立行政法人では、受験者数で自動車運転免許に次ぐIT関連の国家資格「情報処理技術者試験」(通称「情報」じょうしよ)事業、「未到ソフトウェア」事業、「IPAフォント」公開など、幅広く活動しています。

◆新しい脅威は「ランサムウェア」
「情報セキュリティ10大脅威」は、個人向けと組織向けに分かれており、本連載では組織向けの脅威を解説していきます。

21年から引き続き1位は「ランサムウェア」です。比較的新しい脅威ですが、まずは名前を覚えてください。

ランサムウェアは、パソコン内や外付けで、ネットワーク上のデータを暗号化してアクセスを不能にし、解除のパスワードと引き換えに金銭を要求します。

対策としては、通常のセキュリティ対策に加え、外部クラウドや通常使用しているパソコンなどと直接接続しないハードディスクなどへのバックアップが有効です。

件数としては多くないと考えられますが、いわゆる身代金や調査・復旧の手間など、損害が大きいのが特徴です。ある日突然、院内のパソコンやすべてのデータが使えなくなったら…と想像していただき、対策を急ぎ、万全を期すことをお勧めします。

共済部だより

グループ生命保険
保険医休業保障共済保険
保険医年金

お申し込み
ありがとうございました
共済部長 川戸三三江

今春も普及キャンペーンに伴い、多くの先生方にご加入いただき、誠にありがとうございました。今回、お申し込みいただいた先生方へ加入日・振替日等についてご案内いたします。

【グループ生命保険】
加入日、保障開始日・・・7月1日(月)
初回振替日・・・6月25日(火)
加入者証の送付・・・8月下旬郵送

【保険医休業保障共済保険】
加入日・・・8月1日(木)
保障開始日・・・傷害の場合は8月1日(木)から
・・・疾病の場合は11月1日(金)から
初回振替日・・・7月25日(木)
加入者証の送付・・・10月上旬郵送

【保険医年金】
加入日・・・9月1日(日)
初回振替日・・・月払の場合は8月26日(月)
一時払の場合は8月15日(木)までに振り込み。
7月下旬に振込案内を郵送いたします。
ご確認後、お振り込みください。
加入者証の送付・・・10月下旬郵送

※各制度の掛金は、基本的に経費になりません。振替日は毎月25日(25日が休日の場合は翌営業日)となります。

◆お問い合わせ 03-3205-12999 共済部

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

2024年度診療報酬改定を踏まえて

新設されたエナメル質初期う蝕管理料と 外安全1・外感染1

かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所(か強診)を届け出た医療機関が算定することができたエナメル質初期う蝕管理加算(260点)が廃止され、エナメル質初期う蝕管理料(Ce管・30点)が新設された。また、歯科外来診療環境体制加算(外来環)が、新たに歯科外来診療医療安全対策加算(外安全)と歯科外来診療感染対策加算(外感染)に分かれた。口腔管理体制強化加算(口管強)の届出をした医療機関におけるエナメル質初期う蝕管理料の症例について解説する。

患者: 15歳・女性

主訴: 右の前歯に虫歯ができた。 歯磨きで出血する。

所見: 2|にう窩を認める、4 3|の唇側面に白濁あり。

傷病名: 2| C2 4 3| Ce $\frac{7+7}{7+7}$ 単G

施設基準: 外安全1 外感染1 口管強 注①

月日	部位	療法・処置	点数
6/10		初診	267
		外安全1 外感染1	+12+12
		歯管文 (文書提供 添付)	80+10
$\frac{7+7}{7+7}$		P基検 (検査結果 略)	200
		P画像 (5枚)	50
		白歯部歯間部にプラークが多く歯肉に発赤がある。	/
		プラークと白濁歯面を写真を用いて歯周病の原因と	/
		症状の説明をし、赤染しTBIを行う。	/
		実地指1 (指導内容 略)	80
$\frac{7+7}{7+7}$		SC	72+38×2
2		デンタル 1F 電 (所見 略)	58
2		充形 DB	128
		EE・EB	/
		充填(複雑)光CR DB	158+29
		研磨	/
4 3		エナメル質初期う蝕管理料 (Ce管)	注② 30
		口腔管理体制強化加算	注③ +48
		頬側面に白濁、粗造感あり。継続的な指導・管理が	/
		必要なため計画書を作成し、説明する。	注④ /
		口腔内カラー写真撮影	/
		F局 (Ce)	注②⑤ 100
		歯清	注② 72
6/17		再診 明細	58+1
		再外安全1 再外感染1	+2+2
		プラークコントロールにより改善。歯肉は炎症あり。	/
$\frac{7+7}{7+7}$		SC	72+38×2
7/7		再診 明細	58+1
		再外安全1 再外感染1	+2+2
		歯管文	100+10
		P基検 (検査結果 略)	100
		歯清	注⑥ 72
4 3		エナメル質初期う蝕管理料 (Ce管)	30
		口腔管理体制強化加算	+48
		光学式う蝕検出装置によりう蝕部位測定 (結果 略)	/
		F局 (Ce)	注⑥⑦ 100
		実地指 (指導内容 略)	80

《解説》

注① か強診が廃止され、口腔管理体制強化加算(口管強)の施設基準に改編された。外来環1は外安全1と外感染1に分けられた。

<施設基準の再届出について>

2024年3月末までに「外来環1」や「か強診」を届出をしており、かつ当該施設基準に係る点数を算定している医療機関は同年6月3日までに再届出をする必要はなく、2025年5月31日までに新しい要件を満たした上で外安全1・外感染1や口管強の届出をすることで2025年6月以降も引き続き算定できる。

外安全1と外感染1の届出に係る主な注意点

<2024年3月31日時点で外来環1を届け出ており、算定している医療機関> 外安全1および外感染1を2025年6月1日以降も引き続き算定するためには、2025年5月31日までにすべての要件を満たした上で改めて、外安全1および外感染1の届出が必要。

外安全1の研修については届出日から3年以内の再受講は必要なく、様式4にある「常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等」の「受講者名」欄に常勤歯科医師名を記載し、「講習名(テーマ)」欄に外来環1の届出時の受理番号を記載する。

4 常勤歯科医師名と医療安全に関する研修の受講歴等			
受講者名 (常勤歯科医師名)	講習名(テーマ)	受講年月日	当該講習会の主催者
記載例 協会 太郎	第〇〇〇〇〇〇号		

※ 研修の受講を確認できるものを保管すること。

届出に必要な様式は以下のとおり(外安全と外感染を同時に出す場合は別添7はそれぞれ必要だが、様式4は1部で良い)。

※リンクは変更される可能性があります。

外安全1 別添7 (PDF) 外感染1 別添7 (PDF) 外安全1・外感染1 様式4 (PDF)



口管強の届出に係る主な注意点

<2024年3月31日時点でか強診を届け出ており、算定している医療機関> 口管強を2025年6月1日以降も引き続き算定するには、2025年5月31日までにすべての要件を満たした上で改めての届出が必要。既に受講した研修については再受講の必要はない。しかし、口管強の要件で新たに追加された研修(根面う蝕に係る研修や小児の心身特性)は、届出日から3年以内に受講している必要がある。

注② か強診の施設基準を届け出た医療機関が算定することができた「エナメル質初期う蝕管理加算(260点)」が廃止され、「エナメル質初期う蝕管理料(Ce管・30点)」が新設された。そのためエナメル質初期う蝕管理加算に含まれていた歯清およびF局は別に算定することができる。

注③ 口管強の施設基準を届け出た医療機関においては、Ce管に口腔管理体制強化加算(48点)を算定できる。

注④ 歯管または特疾管を算定している患者に対して、う蝕の評価に基づき、管理計画を作成して患者などの同意を得て内容を説明した場合に、Ce管として月1回30点の算定ができる。管理を行った場合は、患者などに対して説明した内容の要点をカルテに記載する。

管理にあたっては「エナメル質初期う蝕に関する基本的な考え方」(2016年3月日本歯科医学会)を参考にする。

注⑤ エナメル初期う蝕患者に対するF局は、当該病変部位の口腔内カラー写真の撮影を行い、フッ化物歯面塗布処置を行った場合、1口腔につき3月に1回100点の算定ができる。管理料が新設されたことに伴い、F局(エナメル質初期う蝕に罹患している患者の場合)は130点から100点に見直された。

注⑥ 口管強の施設基準を届け出た医療機関において、Ce管を算定している患者に2回目以降のF局および歯清は前回実施月の翌月から月1回算定できる。

注⑦ 2回目以降の算定では、口腔内カラー写真にかわり光学式う蝕検出装置によるう蝕部位の測定でも良い。その場合は装置名称を記載(装置使用の初回のみ)し、結果をカルテに記載または添付する。

実態に即してご請求ください

interview

協会は「基本的なスタンスを守ること」が大事



Okunet代表 歯科ジャーナリスト 奥村 勝

奥村 勝 (おくむら・まさる) Okunet代表、歯科ジャーナリスト。明治大学政治経済学部卒業、立正大学歯学部卒業。日本歯科新聞社記者、雑誌編集長を歴任。退社後、独立して医学情報社を設立。『歯科ニュース』『永田町ニュース』をネット配信。明治大学校友会代議員(兼墨田区地域支部長)、明大クラブ会員。

毎月、全国の保険医協会・医会、保団連ほか医療関係団体による国会内集会被開催される。一般紙、テレビ、専門紙ほか、各種メディアも取材に訪れるが、取材陣の中で毎回、老練な方をお見受けする。レコーダーなし、キーボードも叩かず…。じっくり聞きながら折折メモを走らせる。それでいて、翌日の配信ニュースは適時適切な内容、文字数、表現だ。その人物が、今回ご紹介する奥村勝氏である。

奥村氏は、自身が設立したOkunetの代表で、企業勤務を経て歯科技工士を務め、その後、歯科医療関連専門誌の編集長として取材、編集に携わるなど、異色の経歴を持つ存在だ。「歯科ジャーナリスト」「歯系議員」などの用語は奥村氏作といわれている。その奥村氏には、協会の機関紙「東京歯科保険医新聞」の2022年10月号から本年4月号まで、延べ18回にわたり「歯科界への私的回想録」を連載していただいた。今回は連載時に思ったこと、協会への一言などを中心にお話を伺った。

口腔をサポートする歯科は責任重大

「聞き手 今回の連載終了にあたり、思うところをお聞かせください。」

◆奥村氏 連載前の構想と、連載開始後の原稿内容はかなり異なりました。歯科医師と患者さんとその家族、歯科医師とスタッフなどを巡るコミュニケーションの大切さをもっと全面に押し出したり、もっと歯科技工士の本音や自分自身の考え方を打ち出しても良かったかなとも思いました。

◆1954年生まれ私の私には、この癪痕のため、子ども時代からいろいろなことを経験しました。しかし時間が経つとともに、「口の中は目に見えないが、大事だ」ということに気がきました。口唇口蓋裂は、その人の人生そのものです。ま

人対人のコミュニケーション

政治経済学部で学んだ後、歯科技工士の道に進まれましたが、そのきっかけ、歯科技工場での経験などについて。

◆私の父は、蔵前のプラモデル製造、プラスチックと塩化ビニール加工の営業。卸の会社に勤務していました。大学進学の中で押しもたれぬ、大学卒業後、1年半はインテリア業界で働きました。手仕事に長けていた父から手に職をつけることの大切さを論じられ、

口は大事。そして、これをサポートする歯科は責任重大ということ。大いなこと。記者会見では、参加者は主催者側の意向に一定の配慮をします。しかし、懇談会はそうではありません。記者会見でも懇談会でも、終了後に雑談や話し込むことができれば大したものだと思います。協会のメディア懇談会は終了後に場所を移して懇談会を行い、参加メディアの記者、編集者、協会の役員、事務局員が面と向かって意見したり、記者同士の知見を持ち寄りたりしています。こういった情報面での交流ができることは、とても大事です。今の時代は、IT、AI、SNSなど、さまざまな情報伝達手段がありますが、どのようなコミュニケーションであっても、やはり今後も話し手と聞き手が向かい合っていて、直接、言葉でやり取りし、相手の語気や表情を五感で感じながら行う対話、会話はやはり大切ではないかと思えます。このことは、歯科診療所での院長、患者さん、スタッフのコミュニケーションづくり、さらに最近では、歯科と関連がある様々な関連職種の人たちとのコミュニケーションづくりにも、通じるものがあると思えます。

取材の実際と人脈作りの要諦

取材時の基本的なスタイルについて。また、議員や官僚、歯科医療関係者との人間関係構築について、思うところを。

◆取材時には、キーワードをメモするだけです。キーワードにはイメージが残っていますから、後でそれを読みと大事な言葉が脳裏に

鮮明に表れます。あとは、資料の要旨、概要を参考にします。人脈については、国会、役所を問わず、慌ただしい時ではなく、「つまらぬ」時に足を運ぶことが大事。大雨、電車が遅延、国会休会中などに伺うほうがインパクトがあるようです。また、取材相手と自分の意見が違ふ時は必ずその理由を聞く。これは、きつかけを作る上で重要。ただ最初から「人脈を作ろう」と力むのは良くないです。

◆明大の恩師にいただいた「歩一歩」で、個人的には「無為自然」です。やれるだけのことをやった中で、結果はすべて受け入れます。◆一本日は永田町、霞が関への取材前のお時間、ありがとうございました。

理事会だより

2024年度 第2回(暫定) 第3回(暫定) 理事会

◆第2回暫定理事会◆

4月26日(金)、午後8時00分〜10時00分。会長、副会長5名、理事16名、監事2名、事務局5名の出席。

【政策課題】①理事声明「理解が困難な改定必要な歯科医療が提供できる改定を切望する」、地域医療部長談話「患者を最期まで診るために求められること」を確認。

【情勢報告】オンライン資格確認システム義務化、健康保険証の廃止、グループ集団訴訟などの報告を確認。

【運動課題】国会内集第2回保団連歯科理事會議(4月20日)の報告、第4回保団連理事會(4月21日)の報告を確認。

【情勢報告】①オンライン資格確認義務不存

【定期総会の準備】議案について討議。決算案、予算案についての報告を

【政策課題】①診療報酬改定情報(疑義解釈その2、長期収載品の処方

【政策課題】①診療報酬改定情報(疑義解釈その3、訂正通知、金パラ

【定期総会の準備】議案の内容を最終確認し、

【各務検討課題】春の

【機関紙の企画】6月

【組織の現勢】5月1

【機関紙の企画】6月

【組織の現勢】5月1

現場で役に立つ“本作り”を目指しています。 歯科医療事務 症例と解説 B5判 2,750円(税込) カルテの手引き A5判 2,530円(税込) 歯科アシスタント MY BOOK A5判 1,650円(税込)

協会活動日誌 2024年5月 1 水木火水木金 2 20 21 22 3 木 23 4 金土火水金 24 25 26 27 28 29 30 31

2024年6月 歯科用貴金属の随時改定情報

6月から金パラの価格はすべて引き下げとなる。また、銀合金は僅かに引き下げ、14カラット金合金はすべて引き上げ、メタルコアは僅かに引き上げとなる。詳細は下記のとおり。

材料	区分	旧点数	新点数		
		4月、5月	6月～		
金銀パラジウム合金	前歯・小白歯	インレー(単純)	428	418	
		インレー(複雑)	757	736	
		4分の3冠	955	927	
		5分の4冠	895	867	
		全部金属冠	1,187	1,155	
		大臼歯	インレー(単純)	540	524
			インレー(複雑)	931	901
			5分の4冠	1,124	1,084
			全部金属冠	1,478	1,431
	接着冠		前歯	955	925
		小白歯	895	865	
		大臼歯	1,124	1,082	
	根面被覆	前歯・小白歯	428	421	
		大臼歯	540	527	
	レジン前装金属冠	前歯(ブリッジ支台)	2,087	2,040	
		前歯(ブリッジ支台以外)	2,087	2,036	
		小白歯	2,087	1,966	
	鑄造ポンティック	小白歯	1,322	1,276	
		大臼歯	1,613	1,552	
	レジン前装金属ポンティック	前歯	1,888	1,852	
小白歯		1,522	1,476		
大臼歯		1,673	1,612		
双子鉤(鑄造鉤)	犬歯・小白歯	992	959		
	小・大臼歯	1,198	1,154		
二腕鉤(鑄造鉤)(レスト付)	前歯	757	735		
	犬歯・小白歯	798	774		
	大臼歯	882	854		

金銀パラジウム合金	コンビネーション鉤	前歯	497	494	
		犬歯・小白歯	517	513	
		大臼歯	559	553	
	キーパー付き根面板	前歯・小白歯	1,056	1,232	
		大臼歯	1,230	1,397	
	鑄造バー		1,969	1,892	
	ローチのパークラスプ	1歯	1,178	1,134	
		2歯以上	1,198	1,154	
	銀合金	インレー(単純)	小白歯・前歯・乳歯	205	206
				315	317
408				408	
348				348	
502				505	
インレー(複雑)		大臼歯	214	215	
			325	327	
			364	363	
			520	522	
接着冠		前歯	408	406	
		小白歯	348	346	
		大臼歯	364	361	
根面被覆		前歯・小白歯	205	209	
		大臼歯	214	218	
レジン前装金属冠		前歯(ブリッジ支台)	1,281	1,276	
	前歯(ブリッジ支台以外)	1,281	1,202		
	小白歯	1,281	1,272		
鑄造ポンティック	小白歯	487	485		
	大臼歯	487	485		
レジン前装金属ポンティック	前歯	1,247	1,245		
	小白歯	701	699		
	大臼歯	561	559		
キーパー付き根面板	前歯・小白歯	614	813		
	大臼歯	624	823		
メタルコア	前歯・小白歯	202	207		
	大臼歯	260	265		
14K	インレー(複雑)	前歯	1,508	1,766	
		前歯	1,900	2,220	
	双子鉤(鑄造鉤)	犬歯・小白歯	1,546	1,601	
		小・大臼歯	1,842	1,909	
	二腕鉤(鑄造鉤)	前歯	998	1,033	
		犬歯・小白歯	1,226	1,270	
		大臼歯	1,526	1,581	
	線鉤	双子鉤	980	1,007	
		二腕鉤(レスト付)	741	762	

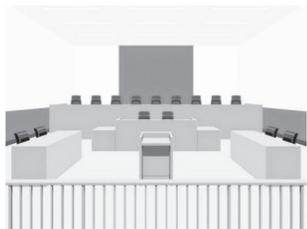


2023年2月22日、東京地方裁判所に対し「オンライン資格確認義務不存確認等請求訴訟」の第一次

提訴が行われた。原告は、東京歯科医協会の須田昭夫会長ほか全国各地の歯科保険医で第三次提訴まで約1千500人。原告団事務局長は、東京歯科医協会理事でいつき会ハートクリニック理事長・院長の佐藤一樹氏、原告弁護団は喜田村洋一弁護士ほか計4人、事務局は東京歯科医協会。被告は国で被告指定代理人が約15人。岡田幸人裁判長と2人の陪席裁判官が裁判を担当。訴えの中心は、患者から電子資格確認を求められた場合、保険医療機関などに電子資格確認の義務、および電子資格確認のための体制整備義務がないことの確認を求めること。

原告のひとりとして

橋本 健一
(理事/東村山市)



同4月21日の第一回口頭弁論を皮切りに、今年5月22日には第六回口頭弁論が行なわれている。初めの頃はこじんまりとした法廷での開催だったが、途中から東京地裁で最も広い法廷での開催となったのは、原告のほかに傍聴人が多数出席するようになったから。各口頭弁論開催の後は、原告弁護団による記者会見・原告説明会が開催されており、訴状・答弁書・準備書面・書証などの関連資料、記者会見・原告説明会の動画は、当協会のホームページから閲覧できる。私は、原告団の一人として、これまでのすべての口頭弁論で原告席に座り、報告会にも参加してきた。実際の口頭弁論は、事前

通信員便り No.143

◆今回の診療報酬改定で施設基準を巡り「どう対応すれば良いのか」との施設基準を届出すれば良いのか」などの声を聞きます。先生の対応は、これから、頑張っていくしかないです。直接、点数に関することなので、届出記載箇所を間違えて提出してしまつた。協会の説明会の動画をもう一回見て頭を整理します。理解が難しく、高齢歯科医師へのいじめとしか思えません。CAD/CAMインレーと冠の届出はした。ベースアップ評価料のところは全然わからない。後はベースアップです。今エクセルで確認し、税

◆どの施設基準を届出すれば良いのか分からない。最近の診療の中で、マイナ保険証の利用率、トラブル、マイナカードの5年間の期限切れに伴うトラブル発生状況を。顔認証をしようとした若い患者さんのマイナ保険証の読み取りができず、パスワードも認証できず、またま国保で平日だったこともあり、区役所に連絡をして保険証番号の確認ができた。個人のマイナ保険証は、あっさりと認証された。大切な診療時間が削られ、スタッフも振り回された。たまに顔認証に失敗します。パスワードを忘れて

いる人も多い。反応しないマイナ保険証がたくさんあります。週に数名の利用はあるようです。マイナ保険証を提示する人は現行の保険証も持っているのに、トラブルはあまりないとのことでした。利用率は5%くらい。顔認証できないことがありますが、自分のマイナカードの更新手続きをしましたが、手間がかかると、期限切れの患者さんが現れそうです。マイナバーコードの有効期限が5年間となっていることについては、初耳でした。まだ、トラブルはありませんが、利用率は少しずつ上がっていくことでしょうか。

連載

マイナ保険証の「失態」を追う

～このまま見過すことはできません～

第3回 急増しそうな「偽造マイナンバーカード」の悪用に気をつけよう！



経済ジャーナリスト
荻原 博子



profile

荻原 博子(おぎわら・ひろこ) / 経済ジャーナリスト。家計に根ざした視点で経済を語る。バブル崩壊直後からデフレの長期化を予想し、現金に徹した資産防衛、家計運営を提唱し続けている。新聞・経済誌などに連載。新聞、雑誌等の連載やテレビのコメンテーターとしても活躍中。近書に「マイナ保険証の罠」(文春新書)、「マイナンバーカードの大問題」(宝島社新書)など。



本連載をWebでチェック

経済ジャーナリスト・荻原博子さんによる連載「マイナ保険証の失態を追う」このまま見過すことはできません。運用開始以降、トラブルが相次ぐマイナ保険証をテーマに、経済分野の専門家の視点からマイナンバーカード問題の根幹にあるものや、その行く末について執筆した。今回は3回目。

偽 偽造マイナンバーカードを使った犯罪が増えています。

大阪府八尾市の松田のりゆき市議が、偽造マイナンバーカードで自分のスマホを乗っ取られ、25万円のロレックスの高級時計を不正購入されました。

外出中に、突然携帯電話の電波が使えなくなり、おかしいと思って携帯ショップに問い合わせると、「この電話は、名古屋市内の店舗で機種変更されています」と言われたのです。

乗っ取られた携帯にはPayPayやクレジットカードが紐づいていたので、すぐさま利用を停止しました。

ところが、犯人はすでにPayPayなどで10万円以上を不正利用していたほか、ショッピングサイトのIDやパスワードを悪用し、クレジットカードが不要のローン組んで、なんと前述のロレックスをすでに買って受け取った後でした。

同様の詐欺は、東京でも起きていて、風間ゆたか都議が、偽造マイナンバーカードで携帯電話が機種変更され、10万円以上の被害に遭っています。



導入後、時間の経過とともに新たな問題が発生し続ける「マイナンバーカード」。

偽カードで銀行口座を作られ1千400万円を騙し取られる

偽造マイナンバーカードで、自分名義の銀行口座を開かされてしまい、1千400万円を騙し取られた詐欺被害も出てきています。

被害者は北海道に住む70歳の女性。今年1月に、総務省の職員や警察官を名乗る詐欺師から「あなたの口座の個人情報流出したようなので調査しています」という電話を受け、指示されるままにスマホのビデオ通話でマイナンバーカードを見せました。

その後、詐欺師は、女性を騙して銀行口座に1千400万円を振り込ませました。これまでの詐欺と違うのは、女性がビデオ通話で見たマイナンバーカードをもとに、偽のカードをつくって女性になりすまして銀行口座を開いた形跡があることです。

いま金融機関では、高齢者のオレオレ詐欺被害などを警戒して、多額の振り込みをチェックしたり、高齢者に警告を発したりしています。ですから、お金を振り込む前に多くの犯罪が阻止されています。振込先が本人名義の口座だと、金融機関には単なる資金移動にしか見えません。こうした、マイナンバーを悪用した新たな詐欺がまだまだ増えそうです。

スマホの盗撮に用心

実際に、マイナンバー偽造の現場も押さえられています。昨年12月4日、警視庁国際犯罪対策課が、自宅でカードなどを偽造していた中国籍の女を逮捕。情報を印字する前の無地のカード約50枚が押収されました。カードには、本物そっくりのICチップのようなものも埋め込まれていました。

逮捕された女は、中国から届いたPCやプリンターを使用し、偽造に必要なデータをWeChat(ワイチャット)を通じて受け取っていたということですから、国際的、組織的な犯罪の可能性が高いのではないのでしょうか。

携帯電話の新規契約は、マイナンバーと月々の料金支払い口座があればできずから、足がつかない偽マイナンバーで携帯電話が手に入れば、詐欺はますます横行するでしょう。

国は、「マイナンバーは顔写真入りのため、対面での悪用は困難」なりすましはできない」と大々的に宣伝し、身分証明書として持ち歩くことを奨励しています。

けれど、私は、危ないからやめた方がよいと思います。落としたら再発行に2ヶ月もかかるし、カードを出した時に背後から近づいてきた悪意ある人がこっそりスマホで盗撮したら、簡単に偽のカードを作られ、携帯電話を乗っ取られたり、本人名義の銀行口座を作られてしまいう可能性があるからです。

そういう意味では、どうしても必要な時以外は、絶対にカードは持ち歩かないほうがよいと思います。

「現行の健康保険証はなくさないで」 酒井菜摘・鈴木庸介両衆議院議員に署名提出

今年1月31日に公表された全国保険医団体連合会の「2023年10月以降のマイナ保険証トラブル調査」(回答: 8千672医療機関)では、59.8%(5千188医療機関)でマイナ保険証やオンライン資格確認に関するトラブルが「あった」と回答した。デジタル庁が行ったマイナンバー情報総点検後もトラブルが続いており、トラブルは解消していない。それらを踏まえ、協会では「現行の健康保険証の存続を求める」請願署名に取り組んだところ、多数の署名が届いた。

紛失やトラブルに根強い不安

署名と共に寄せられた声には、「マイナンバーカードは持ち歩きたくない。紛失した時のことを考えると気が重くなる」「施設に入所している母親は、マイナ保険証を作ることは困難です。高齢のため、健康保険証は必要です」など、マイナ保険証を利用・管理することへの不安が多くみられる。また、「トラブルのことを頻繁に聞くため、今の健康保険証を失くさないで欲しい」「マイナ保険証はトラブルが多くて嫌だ」など問題点を心配する声も多い。

実際に窓口業務を担っている医療従事者からの署名

「健康保険証の新規発行終了後は、マイナ保険証や資格確認書など9種類の資格確認方法が乱立し、持参する患者も混乱する。健康保険証を残せば1枚で済む」と述べ、現行の健康保険証の存続を求めた。要請に応じた国会議員からは、「医療DXには利点があるものの、その進め方には拙速なところがあり、さまざまな問題が起きているのではないか」など、請願内容に賛同する意見が寄せられた。集まった「現行の健康保険証の存続を求める」請願署名は、酒井菜摘衆議院議員(立憲)および鈴木庸介衆議院議員(立憲)に提出した。

※要請を行った国会議員は次の通り(※は秘書対応)

▼衆議院: 井上信治議員(自民) *、土田慎議員(自民) *、酒井菜摘議員(立憲)、鈴木庸介議員(立憲)

署名を国会議員に提出

これらの署名を携え、5月22日、坪田有史会長、早坂美都副会長が国会議員に緊急要請した。懇談では、「アンケートを行ったところ、マイナ保険証による資格確認でトラブルを経験した方が約6割いる。結局、健康保険証を持参したくないと適切に資格確認できない」

【お願い】
お手元に「現行の健康保険証を残してください」請願署名をお持ちの方は、協会までお送りください。お問い合わせは、協会運動本部まで(TEL 03-3205-2999)まで。



(写真左から)鈴木庸介議員、坪田有史会長、早坂美都副会長



(写真右)酒井菜摘議員